令和４年度
授業料免除・徴収猶予の出願要項
【大学院・専攻科生】

後期【従来制度】

制度の趣旨

本制度は、「経済的に困難でかつ学業優秀と認められる者」、「主たる学資負担者が死亡、又は本人若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者」及び新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響により家計が急変し、授業料納付が困難と認められる者などについて、納付すべき授業料の全額又は一部を免除、あるいは徴収猶予し、修学を支援するためのものです。

制度の趣旨を十分、理解した上で申請してください。

■ 申請手続

受付期間	10月3日(月)～7日(金)
受付時間	8:30～17:00(ただし、12:30～13:30を除く。)
受付場所	学生課　①番窓口

・原則、学生本人が窓口持参により申請してください。
・特別な理由により、上記期日までに学生本人が申請できない場合は、**必ず事前に学生課へ連絡してください。**
・事前に連絡が無く、期間中に申請しない場合は、いかなる理由であっても一切申請を受け付けません。
・新型コロナウイルス感染症の影響等により、受付期間及び方法等に変更がある場合は、大学HPに掲載します。

■ 注意事項

・選考は家計基準及び学力基準に基づいて行います。
（新型コロナウイルス感染症の影響による申請の場合は、家計基準のみで選考を行います。）
申請しても授業料免除及び徴収猶予が許可されるとは限りません。
不許可の場合に備え、納入の準備を行っておいてください。

・授業料免除及び徴収猶予の申請者は、選考の結果が通知されるまで授業料の徴収が猶予されます。

・住民票謄本、所得を証明する書類等へのマイナンバー（個人番号）の記載は不要です。
記載されている場合は、該当部分を墨塗り等により判読できないようにして、提出してください。

・記入の際は黒のペン又はボールペン（消せるボールペンは不可）を使用してください。
訂正する場合は修正液等を使わず、二重線を引き、訂正してください。
※訂正印は不要です。

・申請を取り下げる場合は、速やかに学生課奨学・就職支援グループまで申し出てください。

・申請書類の記入事項確認のため、申請受付後に追加書類を依頼したり、事情をお聞きしたりすることがあります。

・不明な点は、申請書類提出日までに余裕をもって学生課奨学・就職支援グループへ問い合わせてください。

《問い合わせ先》 京都教育大学　学生課奨学・就職支援グループ（①番窓口）
受付時間：8:30～17:00(12:30～13:30を除く。)
電話番号：075(644)8165
※問い合わせ等は、申請者(学生)本人が行ってください。

京都教育大学

1. 申請対象者

別紙「申請対象条件一覧表」の対象条件において、B区分又はC区分いずれか該当する者が対象です。

2. 提出書類

提出が必要な書類は以下の3種類です。

■全員が必要な書類

■＜B区分（新型コロナウイルス感染症対応制度に関する事項）に該当し、申請をする者＞
新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減の影響があった主たる学資負担者の書類

■世帯及び本人の状況に応じて提出が必要となる書類

①【必要書類確認表】にて提出書類を確認の上、不備のないように書類を取り揃えて提出してください。
②提出時に書類の記載内容について説明を求めることがありますので、申請者本人はその内容を熟知しておいてください。
③必要な書類が未提出の場合は、選考の対象から除外することがあります。
ただし、提出時点で未発行の書類（兄弟姉妹の学生証等）があるなど、やむを得ない事情により提出日に必要な書類をすべて準備できない場合は、提出の際にその旨を伝えるとともに、発行され次第、速やかに学生課（①番窓口）まで提出してください。
④選考のための内容確認、提出書類の不備、補足として追加資料の提出が必要な場合には、電話・LiveCampus（メール）等で連絡をすることがありますので、速やかに対応してください。
⑤主たる学資負担者（本人の学資を主として負担している者）とは、以下のとおりです。
【B区分で申請した場合】
父母又は父母両方いない場合は代わって生計を維持している者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変する前（令和元年、令和2年もしくは令和3年の1月～12月）において収入金額が多かった者です。
・独立生計者(P.7を参照）で配偶者がある場合は本人又は配偶者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変する前（令和元年、令和2年もしくは令和3年の1月～12月）において収入金額が多かった者。
【C区分で申請した場合】
父母又は父母両方いない場合は代わって生計を維持している者のうち、前年(令和3年1月～令和3年12月）の収入金額が多かった者です。
・独立生計者(P.7を参照）で配偶者がある場合は本人又は配偶者のうち、前年の収入金額が多かった者。
※いずれの区分で申請した場合でも独立生計者で配偶者がいない場合は、本人が主たる学資負担者となります。

3. 授業料免除・徴収猶予の対象者の選考

■家計基準（年間収入及び年間所得額上限（目安））

【大学院】 世帯人数		本人 通学区分	年間収入（所得） 上限参考額 （単位：万円）	
			給与所得者	給与所得者 以外 （事業所得等）
2人	母子・父子家庭 本人/母又は父	自宅	670	412
		自宅外	717	459
3人	本人/父/母	自宅	598	357
		自宅外	662	404
4人	本人/父/母/公立高校生(自宅通学)	自宅	684	426
		自宅外	731	473
4人	本人/父/母/公立大学生(自宅外通学)	自宅	766	508
		自宅外	813	555

※①この上限額は申請する際の目安として参考にしてください。
②**年間収入及び所得が上限参考額内であっても、選考の結果、不許可となる場合があります。**
③年間収入(所得)額について
【B区分で申請した場合】
＜主たる学資負担者の収入(所得)額＞
・給与所得者の場合、給与明細等の「支払金額(控除前)」直近3ヶ月(令和4年6月～8月)分の4倍に年間賞与額(令和4年度)を合計した金額から給与所得の控除額(「申請対象条件一覧表」※4の表「給与所得の控除額の算出方法」参照)を引いた金額です。
・給与所得者以外の場合、売上額直近3ヶ月(令和4年6月～8月)分から必要経費(令和4年6月～8月)を差し引き、4倍した金額です。
＜主たる学資負担者以外の収入(所得)額＞
・給与所得者の場合、令和3年分源泉徴収票の「支払金額(控除前)」です。
・給与所得以外の場合、収入・売上額から必要経費を引いた後の所得額(営業のみの場合、確定申告書等の「所得金額」の合計)です。
【C区分で申請した場合】
・「給与所得」の収入(所得)額は、令和3年分源泉徴収票の「支払金額(控除前)」です。
・「給与所得以外」の収入(所得)額は収入・売上額から必要経費を引いた後の所得額(営業のみの場合、確定申告書等の「所得金額」の合計)です。
④収入の種類が複数ある場合は、合計した所得額となります。
⑤家族に障害者、長期療養者、単身赴任者がいる場合や、多子世帯又は母子・父子世帯の場合は、所得額から一定額を控除して計算します。

■学業優秀と認められる学力基準は、次に該当する者 ※B区分で申請した場合は、学力基準はありません。

①②両方の条件を充たすこと。

①前期までの修得単位数(学部開設授業科目を除く)(「合」・「認定」を算入)

1回生	**8単位以上** ※本人の属する専攻課程を正規の修業年限で修了見込みの者
2年生	**20単位以上** ※本人の属する専攻課程を正規の修業年限で修了見込みの者

②学業成績(学部開設授業科目を除く):「合」・「認定」を算入せず、修得した単位のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1　にそれぞれ換算し、**1単位あたりの平均値が3．0以上の者**(小数点第二位を四捨五入)

※ 学力基準外の者が申請しても免除にはなりませんのでご注意ください。
ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等については特例があります。

4．授業料免除の額について

・B区分で許可した場合の授業料免除の額は、その期に納付すべき授業料の全額又は半額です。
・C区分で許可した場合の授業料免除の額は、その期に納付すべき授業料の全額又は一部です。
・選考は各期(前期・後期)に行います。今期許可された場合でも、そのまま引き続いての免除は受けられませんので、次期も免除を希望する者は、あらためて申請してください。
・長期履修学生の大学院生が、修業年限の短縮を申請し許可された場合、年度を繰り上げて納めることになる授業料は、免除対象となりません。

5．授業料免除・徴収猶予の可否について

・授業料免除及び徴収猶予の可否については選考の上、決定次第、LiveCampusに登録した本人住所宛に通知文書を発送します。(12月初旬予定)
・LiveCampusの本人住所について、必ず最新のものであることを確認しておいてください。
・免除及び徴収猶予の申請をした者は、その可否が決定するまで授業料の徴収が猶予されますので、選考結果の通知があるまで授業料は納付しないでください。

6．その他

・B区分で申請した者が、申請対象者の条件を満たさなかった場合は、C－1区分で審査を行います。
・故意に記入すべき事が書かれていなかった時、必要な証明書が提出されない等の不備がある時は、選考から除外します。
・虚偽の事実が判明した場合には、免除許可決定後であっても許可を取り消し、授業料を徴収します。
・提出された書類は、授業料免除及び徴収猶予の審査とそれに係る手続に使用し、他の目的には使用しません。

【必 要 書 類 確 認 表】

源泉徴収票等の前期分出願書類の再使用を希望する方は、**「令和4年度前期分授業料免除及び徴収猶予願に添付した書類の使用について」(様式④)**を提出してください。

■全員が必要な書類

提出書類
授業料免除及び徴収猶予願チェックシート(様式①)
授業料免除及び徴収猶予願(様式②)
家庭調書(B区分申請の場合:「様式③コロナ対応」　C区分申請の場合:「様式③」)
住民票謄本 世帯全員分 【原本】※下宿中の家族も含む。 (本籍地表示は不要、「住民票記載事項証明」は不可、世帯全員分の「登録原票記載事項証明書」は可) (1)**本人及び家族(本人と生計を一にする者)全員分の住民票謄本を提出してください。** ※同居の家族については、**住民票謄本上、別世帯の場合でも**原則、同一生計とみなします。 ※家族全員について「家庭調書」を記入してください。 (2)本人及び家族が住民票と異なる住所に居住している場合は、「賃貸契約書」の写し又は「賃貸契約更新証明書(居住証明書)」(様式K)等、実際に住んでいる場所が分かるものを添付してください。 ※本学学生寮居住者は不要 ※扶養を外れて独立別居しているが、住民票に記載がある家族は、「家庭調書(様式③)」「①家族状況・所得の種類」には記載せず「③住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合」欄にその旨を必ず記載してください。 ※「賃貸契約書」に氏名、契約期間が記載されているものを提出してください。
市区町村役場発行の**「令和4年度(令和3年分所得)課税証明書」【原本】** (1)就学者(申請者本人を含む。)と就学年齢に達していない者及び、令和3年度中に学校を卒業した者を除いた家族全員について**「令和4年度(令和3年分所得)の課税証明書」**を提出してください。 ただし、申請者が独立生計者[※1]である場合は、申請者分も必要です。 (2)所得がない家族についても課税証明書(又は非課税証明書)を提出してください。 ※無職・無収入の場合も提出してください。 (課税されていない旨("所得0円"・"課税なし"等の記載)の証明が必要です。) **※所得金額・課税額・控除の内訳を含む、全項目証明を提出してください。**

■新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減の影響があった主たる学資負担者の書類

提出書類			該当に○をつける
申請区分	【B－1】 公的支援の受給証明書を提出する場合	日本国や日本の地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(写)	
	【B－2】 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入(所得)が、1／2以下となっている場合	収入減少前(令和元年、令和2年もしくは令和3年)の課税証明書 ※課税証明書で確認できない収入に関しては、「世帯及び本人の状況に応じて提出が必要となる書類」を参照し、世帯および本人の状況に応じて、該当する書類を提出してください。	
所得の種類	給与所得者	**①給与年間見込額計算書(様式イ)** **②令和4年6月～8月分の給与明細(写)**　①、②両方提出	
	給与所得者以外 (事業等)	**①所得金額計算書(様式ロ)** **②令和4年6月～8月分の売上及び必要経費がわかる帳簿(写)** ①、②両方提出	

■世帯及び本人の状況に応じて提出が必要となる書類

所得・年金に関する書類については、就学者（申請者本人を含む）と就学年齢に達していない者は不要です。
ただし、**申請者が独立生計者の場合は申請者分も必要です。**
※書類が重複する場合は、1部で可

世帯の状況		提出書類	該当に〇をつける
給与所得者 ※パート等の非正規雇用者を含む ※就学者(申請者本人を含む)のアルバイト収入分は提出不要	令和3年 1月以降 勤務先変更なし	■会社員・公務員等 **・令和3年分の確定申告をされた方** **令和3年分確定申告書控** **（第一表・第二表)(写)**を提出 **・令和3年分の確定申告をされていない方** **令和3年分源泉徴収票(写)** ※複数ある場合はすべての源泉徴収票を提出 ■源泉徴収票の無い有職者（パート・アルバイト等） **「収入状況証明書・申立書」(様式A)** ①給与明細の写し（賞与含む）と、賞与等の支給について記載のある労働条件通知書又は就業規則を添付する。 ②勤務先が「支払者の証明」欄を記入する。 ①、②いずれかの方法で証明してください。	
	令和3年 1月以降 新規採用・ 勤務先変更あり	**「収入状況証明書・申立書」(様式A)** ①給与明細の写し（賞与含む）と、賞与等の支給について記載のある労働条件通知書又は就業規則を添付する。 ②勤務先が「支払者の証明」欄を記入する。 ①、②いずれかの方法で証明してください。	
	令和4年10月以降 就職者	**「収入状況証明書・申立書」（様式A）** 会社員は「労働条件通知書」の写し、公務員等は号俸のわかる書類など、年間の金額が算出できるもの（賞与含む。）を添付してください。	
給与所得者以外 （事業者等）	個人事業主 自営業・農業等 不動産等収入	**令和3年分確定申告書(第一表・第二表)(写)**	
	外交員収入	**令和3年分確定申告書(第一表・第二表)(写)**又は **「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」（写）**	
年金受給者	老齢年金 厚生年金 遺族年金 障害年金　等	**最新の年金振込通知書、年金額改定通知書、年金等の源泉徴収票の写し**のいずれかで1年間の年金総額が算出できるもの。 （公的・企業年金等複数の年金を受給している場合はすべての証明書の添付が必要）	
生活保護受給者		**生活保護決定通知書、生活保護受給証明書**(福祉事務所発行で直近1ヶ月の受給金額が記載されたもの。)（写）	
休職中の者		**①「「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」(様式C)** **②休職前の源泉徴収票(写)、確定申告書控(第一表・第二表)(写)、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書（写）のいずれか** **①、②両方必要**	
退職者	令和3年10月1日～ 令和4年9月30日の 期間に退職金が支給された者	**①退職証明書** **②退職金支給額証明書　①、②両方提出**	
その他の 臨時的な収入	令和3年10月1日～ 令和4年9月30日の 期間に得た臨時的な収入（保険金、支援金、補助金、給付金、子育て世帯の臨時特別給付等）	**金額が記載された通知書等の写し** ※令和3年分の確定申告をされた方は**令和3年分確定申告書控(第一表・第二表)(写)**を提出	

世帯の状況		提出書類	該当に〇をつける
無職・失業中の者 (18歳以上の者) ※専業主婦・主夫を含む ※就学者は除く	雇用保険受給なし	①「「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」(様式C) ②世帯全員が、公的な証明書等※2により収入を証明できない場合で生活保護を受給していない場合、「家計状況申告書」(様式B)も提出	
	雇用保険受給あり	①「「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」(様式C) ②雇用保険受給資格者証(金額、支給時期が明記された部分) ※まだ受領していない場合は「離職票」(写)・「退職の辞令」(写) ①、②両方提出	
・養育費、親戚等から援助を受けている世帯 ・内職 ・給与明細書がない等、所得が申告できない有職者 ※就学者は除く		①「「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書」(様式C) ②世帯全員が、公的な証明書等※2により収入を証明できない場合で生活保護を受給していない場合、「家計状況申告書」(様式B)も提出。	
児童手当受給者	児童手当受給あり	「児童手当支払通知書」(写)	
母子又は、父子世帯※3		①「母子・父子世帯の申立書」(様式D) ②養育費、年金、児童扶養手当、他からの援助等がある場合、証明できるものを添付する	
長期療養者関係※4	高額療養費払戻しなし	「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)	
	高額療養費払戻しあり	①「長期療養者の証明書・申立書」(様式E) ②高額療養費の払戻し額を証明するもの ①、②両方提出	
障害者関係		下記①～④のうち該当するものの写しを提出 ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③介護保険被保険者証(要介護3以上) ④精神障害者保健福祉手帳	
	特別児童扶養手当受給あり	「特別児童扶養手当証書」(写)	
主たる学資負担者の別居 (単身赴任等同一生計で別居の場合)		①「主たる学資負担者の別居に伴う控除申立書」(様式F) ②領収書等(最新12ヶ月分の家賃及び、光熱水費)(写) ③給与明細(最新1ヶ月)(写) ①、②、③ すべて提出	
就学者 (高校生以上)	【国立】大学生・大学院生・高等専門学校4,5年次生	「在学及び授業料免除状況証明書」(様式Ⅰ) 所属学校に記入を依頼し全員提出 ※申請無し、不許可の場合も提出 ※令和4年10月1日現在の在学(予定)校	
	上記以外	在学証明書又は学生証の写し ※令和4年10月1日現在の在学(予定)校 ※在学期間がわかる部分の写しも提出 ※在学証明書は各学校の様式で可	
風水害等による被災者		①り災証明書 ※被害の状況・金額がわかるもの ②被災者生活再建支援金の支給、税や保険料の減免など公的支援の金額がわかるもの ③保険、損害賠償等による補てん金額がわかるもの	

本人の状況		提出書類	該当に〇をつける
日本学生支援機構以外の給付型奨学金受給者	令和4年10月以降受給予定分	**給付型奨学金の採用通知(写)等、給付内容がわかるもの** ※給付額、給付期間がわかる部分の写しも提出 ※大学を通じて支払われている給付型奨学金については添付書類不要	
独立生計者	申請者本人	①**「独立生計者申立書」(様式G)を提出** ②**申請者本人が被保険者**(国民健康保険の場合は世帯主)**である** **健康保険証(写)** ③**「家計状況申告書」(様式B)提出** ①、②、③ すべて提出	

※1 独立生計者とは次のいずれにも該当する者。

1)所得税法上、父母等の扶養親族でない者(父母等の源泉徴収票、確定申告書、課税証明書等の控えで証明できる者)

2)父母等と別居している者(住民票謄本での証明)

3)本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)の収入で生計を立てており、その収入について所得申告がなされ、所得証明が発行される者。(「家計状況申告書」様式Bにより収入/支出を確認)

4)本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)が健康保険等の被保険者であること。なお、国民健康保険の場合は世帯主であること。

※2 公的な証明書等とは

源泉徴収票、確定申告書、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、年金に関する証明書、「収入状況証明書・申立書(様式A)」を指す。(ただし、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する書類は除く。)

※3 母子・父子世帯とは

父又は母と就学者、経済力のない祖父母及び心身に障害のある者の家庭をいう。

※4 長期療養者とは

申請時において、6ヶ月以上にわたる期間、療養中の者又は療養を必要と認められる者をいう。

☆その他

・提出書類は必ず最新のものを提出してください。
※住民票謄本、課税証明書は申請前3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。
・最新の課税証明書と最新の源泉徴収票及び確定申告書では、証明する期間が異なる場合がありますが、そのまま提出してください。
・状況に応じて、本項で指定する書類以外に書類の提出を求めることや面談を行うことがあります。
・一旦、提出された書類は返却することはできませんので、あらかじめご了承ください。

［提出書類記入要領］

1．授業料免除及び徴収猶予願（様式②）

記入にあたっては本要項を熟読し、申請者本人が記入してください。
不備があれば申請できない又は選考の対象から除外される場合があります。
「□」の欄は該当する箇所に「✓」を付けてください。

①「授業料免除及び徴収猶予の申請区分」欄について
申請対象条件一覧表から該当する申請区分（例：C-1）を記入してください。
※B区分又はC区分、いずれかを記入し、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少し始めた時期を記入してください。
②「休学・留学等特記事項」欄
休学および留学等がある場合は、期間等を記入してください。
③「授業料免除及び徴収猶予の申請理由」欄について
授業料免除及び徴収猶予の申請に至った理由を具体的に記入してください。
具体的な記入が無い場合は、選考の対象から除外される場合があります。

2．家庭調書（様式③または様式③コロナ対応）

■本人と生計を同じくする家族全員について記入してください。

①「家族状況・所得の種類」欄

- 所得の種類と金額について、本人と生計を同じくする家族全員の氏名・年齢を「就学者以外の家族」と「就学者」に分けて記入してください。同一住所に居住している家族については、住民票謄本上、別世帯の場合でも、同一生計とみなします。
- 独立生計として申請する場合、申請者は「就学者以外の家族」欄に記入してください。
- 予備校生・浪人生は就学者には該当しませんので、「就学者以外の家族」に記入してください。
- 扶養を外れて独立別居しているが、住民票に記載がある家族は、「①家族状況・所得の種類」欄には記載せず「③住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合」欄にその旨を必ず記載してください。
- **「就学者以外の家族」欄**
  ・無職の場合は所得の種類欄に「無職」と記入し、収入がなければ金額欄に「0」と記入してください。
  （様式③コロナ対応）
  「コロナ前」欄：※主たる学資負担者のみ記入
  新型コロナウイルスの影響により家計が急変する前（令和元年、令和2年もしくは令和3年の1月～12月）の収入（所得）を記入してください。
  「今年見込み」欄：
  主たる学資負担者：「様式イ」もしくは「様式ロ」にて算出した年間見込み額を記入してください。
  主たる学資負担者以外：「世帯及び本人に応じて提出が必要となる書類」に基づき、令和3年1月～令和3年12月における収入（所得）や臨時的な収入（令和3年10月1日～令和4年9月30日）等について、記入してください。
  （様式③）
  「世帯及び本人に応じて提出が必要となる書類」に基づき、令和3年1月～令和3年12月における収入（所得）や臨時的な収入（令和3年10月1日～令和4年9月30日）等について、記入してください。
- **「就学者」欄**
  ・申請者本人以外の就学者について、令和4年10月1日現在の在学(予定)校の設置区分(国立・公立・私立)、学校区分に○を付けて学校名、学年を記入してください。
  ・通学区分に○を付けてください。
  ※国立大学生・大学院生・高等専門学校4、5年次生は、**「在学及び授業料免除状況証明書」（様式I）**を所属学校（令和4年10月1日現在の在学（予定）校)に記入を依頼し、提出してください。
  申請無し、不許可の場合も提出してください。
  その他の就学者は**在学先の「在学証明書」又は学生証（写）を添付**してください。
  なお、**学生証には有効期限の記載が必要**です。
  裏面に有効期限の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
  ・令和4年10月以降入学予定で申請時に添付できない場合は、入学後、早急に提出してください。
- **【世帯人数】欄**
  ・世帯人数を記入してください。また、（ ）内に子供（就学者、就学前の子。本人を含む）の人数を記入してください。
- **【給付型奨学金受給状況】欄**
  ・**申請者本人が受給している**給付型の奨学金名称、月額、受給期間を記入してください。
  ※証明書類(写)を添付してください。なお、証明書類には**金額・受給期間の記載が必要**です。
  ※令和4年10月以降に受給予定の給付型奨学金についても記入してください。
  ※大学を通じて支払われている給付型奨学金については証明書類の添付は不要です。

②「家庭事情等」欄

本人を含めた家族で、特別な事情がある場合は**各該当欄の□に✓を付け、詳細内容を記入し、あわせて必要書類を提出してください。**

●「特別事情」及び「詳細内容」欄

・**【生活保護を受給している世帯】**生活保護の受給の有無欄の□に✓を付けてください。
生活保護がある場合は、**生活保護決定通知書、生活保護受給証明書（福祉事務所発行で直近1ヶ月の受給金額が記載されたもの）**を添付してください。

・**【児童手当を受給している世帯】**児童手当の受給の有無欄の□に✓を付けてください。
児童手当の受給がある場合は、「児童手当支払通知書」（写）を添付してください。

・**【母子・父子世帯】**該当の□に✓を付け、**「母子・父子世帯の申立書」（様式D）**を提出してください。

・**【主たる学資負担者が無職・失業中】**続柄を記入してください。
続柄・無職となった年月を記入してください。
「公的な証明書で収入が証明できない場合の申立書」（様式C）に必要事項を記入し、失業の場合は併せて**「雇用保険受給資格者証」（表裏両面の写）**を添付してください。（「雇用保険受給資格者証」をまだ受領していない場合は、**「離職票」・「退職の辞令」等の写し**を添付してください。）

・**【障害者等のいる世帯】**（心身に障害のある者がいる世帯）
続柄を記入し、該当の□に✓を付けて併せて該当書類**（身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証（要介護3以上）、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するものの写し）**を提出してください。
特別児童扶養手当を受給している場合は「特別児童扶養手当証書」（写）を添付してください。

・**【長期療養者がいる世帯】**（申請時において、家族に6ヶ月以上にわたる期間療養中又は療養を必要と認められる者がいる世帯）続柄・診療開始日・傷病名を記入し該当する療養状態に✓を付けてください。
「長期療養者の証明書・申立書」（様式E）に必要事項を記入し、**支出の証明となる領収書（写）**と**給付(払戻し)がある場合はその証明書（写）**を添付してください。
※必要に応じて診断書等の提出を求めることがあります。

・**【主たる学資負担者が別居】**別居になった年月を記入してください。
「主たる学資負担者の別居に伴う控除申立書」（様式F）に必要事項を記入し、**給与明細（最新1ヶ月）**、別居者の**別居費金額（光熱水費や住居費)を証明する領収書等**を添付してください。

・**【風水害等によるり災】**り災した年月、必要事項を記入し、**「り災証明書」（被害の状況・金額がわかるもの)**を添付してください。
※公的支援、保険等による補てんがある場合には、その金額がわかる書類も添付してください。

③住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合、記入してください。

● **続柄・氏名を記入してください。** 例：続柄（兄） 氏名：京教　太郎

● **賃貸契約書(写)、「賃貸契約更新証明書」（様式K）**等、実際に住んでいる場所が分かるものを添付してください。（賃貸期間がわかる部分(写)も提出してください。）